

## 債権の放棄について

### 放棄した債権（総括表）

名 称 (担当部)	債権の種類	金 額	件 数	資料 番号
弁償金（生活保護費） （福祉部）	非強制徴収公債権	1,428,409 円	34件	1-1 ~ 1-2
品川区立区民住宅使用料、 共益費、賠償金 （都市環境部）	私債権	12,423,581 円	17件	2
計		13,851,990 円	51件	

## 債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備 考
1	令和2年4月1日	148,100円	2号事由	令和5年3月3日	令和4年1月26日徴収停止（13条2号）
2	令和2年4月1日	52,000円	同上	同上	同上
3	令和元年9月4日	43,040円	同上	同上	同上
4	令和元年7月30日	52,200円	同上	同上	同上
5	令和元年7月30日	2,800円	同上	同上	同上
6	令和元年7月30日	118,630円	同上	同上	同上
7	令和2年10月29日	5,150円	同上	同上	同上
8	平成30年2月26日	3円	同上	同上	同上
9	平成30年2月26日	3円	同上	同上	同上
10	平成31年3月21日	450円	同上	同上	同上
11	平成31年3月21日	453円	同上	同上	同上
12	平成31年3月21日	453円	同上	同上	同上
13	令和2年6月25日	2,269円	同上	同上	同上
14	令和2年3月16日	17,315円	同上	同上	同上
15	令和2年4月8日	38,517円	同上	同上	同上
16	令和2年7月16日	39,300円	同上	同上	同上
17	令和2年7月28日	7,860円	同上	同上	同上
18	令和2年4月2日	8,036円	同上	同上	同上
19	令和2年10月21日	53,494円	同上	同上	同上
20	令和2年8月1日	144,730円	同上	同上	同上
21	令和2年11月6日	29,558円	同上	同上	同上
22	令和2年11月6日	29,558円	同上	同上	同上
23	令和2年12月21日	7,229円	同上	同上	同上
24	令和2年12月19日	18,536円	同上	同上	同上
25	令和3年5月1日	77,240円	同上	同上	同上
26	令和3年2月1日	5,670円	同上	同上	同上
27	令和3年4月3日	71,326円	同上	同上	同上
28	令和3年3月26日	56,499円	同上	同上	同上
29	令和3年4月1日	56,499円	同上	同上	同上
30	令和3年4月7日	23,700円	同上	同上	同上
31	令和3年6月4日	66,798円	同上	同上	同上
32	令和3年3月19日	61,255円	同上	同上	同上
33	平成31年2月12日	73,990円	同上	同上	同上
34	令和3年5月7日	115,748円	同上	同上	同上
計		1,428,409円			34件

債権の名称 弁償金（生活保護費）

放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例第17条第1項

第2号 徴収停止の措置をとった私債権等について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

徴収停止後の期間：品川区私債権等の管理に関する規則第9条

条例第17条第1項第2号に規定する相当の期間は、1年とする。

参考（徴収停止）：品川区私債権等の管理に関する条例第13条

区長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難または不相当であると認めるときは、以後その保全および取立てをしないことができる。

第1号 略

第2号 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

第3号 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

## 債権の名称 品川区立区民住宅使用料、共益費、賠償金

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備 考
1	平成12年11月30日	2,079,418円	5号事由	令和5年3月1日	品川区立区民住宅使用料 1,909,418円 共益費 170,000円
2	平成17年3月31日	159,292円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 154,692円 共益費 4,600円
3	平成17年8月31日	193,018円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 183,018円 共益費 10,000円
4	平成18年8月31日	1,166,090円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 1,058,790円 共益費 107,300円
5	平成20年2月28日	597,600円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 553,600円 共益費 44,000円
6	平成20年4月30日	633,125円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 588,725円 共益費 44,400円
7	平成21年3月31日	1,261,019円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 1,021,900円 共益費 110,000円 賠償金 129,119円
8	平成22年2月28日	262,300円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 245,900円 共益費 16,400円
9	平成22年10月31日	160,761円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 112,000円 共益費 6,900円 賠償金 41,861円
10	平成23年1月31日	1,256,898円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 1,191,998円 共益費 64,900円
11	平成23年4月30日	112,200円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 112,200円
12	平成23年4月30日	159,465円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 159,465円
13	平成23年4月30日	915,200円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 857,200円 共益費 58,000円
14	平成23年6月30日	1,150,550円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 1,080,550円 共益費 70,000円
15	平成24年1月4日	482,771円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 460,771円 共益費 22,000円
16	平成24年11月30日	926,000円	同上	同上	品川区立区民住宅使用料 866,000円 共益費 60,000円
17	平成28年2月28日	907,874円	3号事由	同上	品川区立区民住宅使用料 862,874円 共益費 45,000円
計		12,423,581円			17件

放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例17条1項

3号 破産法その他の法令の規定により債務者が私債権等につきその責任を免れたときまたは法人である債務者が破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。

5号 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあると認められるとき。